

平成29年度「環境衛生週間」実施要綱

1 趣 旨

国民が快適な生活環境を享受する上で、廃棄物の迅速かつ適切な処理や住環境の清潔保持など、生活環境の保全と公衆衛生の向上を確保することは基本的要件であり、その充実に一層努めていく必要がある。さらに、環境の保全を前提とした3Rの展開を始め、地球環境問題を視野に入れながら、行政、住民、事業者が一体となって循環型社会を構築することが強く求められている。循環型社会形成に向けて、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）及び各種リサイクル法等の制定を始め、第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年閣議決定）等に留意しつつ、地域における取組を推進することが重要である。

例年、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」の施行の日である9月24日「清掃の日」から、「浄化槽法（昭和58年法律第43号）」の施行の日である10月1日「浄化槽の日」までの期間を「環境衛生週間」としているが、今年も平成29年9月24日から10月1日までを同週間とするものである。この期間中に、国、都道府県及び市町村が中心となって、関係団体等の協力の下、「もったいない」精神の啓発、風呂敷の見直し、マイバッグ運動など、広く国民や事業者に対してごみ減量やリサイクルに関する具体的な方策等についての啓発を図るとともに、資源の循環的利用及び廃棄物の適正処理を推進することとし、また、ごみの散乱防止、公衆便所及び公衆ごみ容器の清潔の保持、浄化槽の適正な管理の推進並びに合併処理浄化槽の普及促進に関する各種啓発運動を総合的に推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するものである。

2 期 間

平成29年9月24日から10月1日までとする。

なお、平成29年9月24日を「清掃の日」とし、10月1日を「浄化槽の日」とする。

3 実施機関

(1) 主 唱

環境省、都道府県及び市町村

(2) 協 賛（予定）

別紙のとおり（省略）

4 運動の目標

- (1) ごみの排出抑制、リユース、リサイクル等の推進（各種リサイクル法の周知を含む。）
- (2) 清掃の徹底・清潔の保持とごみの散乱防止に対する住民意識の啓発
- (3) 住民の理解と協力による市町村の廃棄物処理事業の推進
- (4) 産業廃棄物の減量化と不法投棄等の防止等適正処理の推進
- (5) 浄化槽の適正な管理の推進及び合併処理浄化槽の普及促進

5 統一標語

ごみ減量 みんなで進める リサイクル ーゴミゼロ型社会をめざしてー